

平成24年

# 双葉町議会会議録

第2回臨時会

10月15日開会・閉会

双葉町議会

## 平成24年第2回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2
第 1 日 (10月15日)	
議事日程 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	5
開 議 .....	5
議事日程の報告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5
閉 会 .....	9

1 0 月 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

24 双葉町告示第17号

平成24年第2回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年10月11日

双葉町長 井戸川 克 隆

記

1. 期 日 平成24年10月15日(月)  
午前10時
2. 場 所 加須市騎西総合支所 3階議場
3. 付議事件 (1) 平成24年度双葉町一般会計補正予算(第4号)

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君  
3番 岩本久人君  
5番 菅野博紀君  
7番 伊澤史朗君

2番 白岩寿夫君  
4番 高萩文孝君  
6番 清川泰弘君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

## 平成24年第2回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年10月15日（月曜日）午前10時開会

開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第71号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第4号）

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 農事局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番、羽山君子君、2番、白岩寿夫君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日1日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前11時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第71号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。



職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 議案第71号 平成24年度双葉町一般会計補正予算(第4号)についてありますが、歳出予算の総額53億1,459万円のうちで、歳出の補正を行うものです。

議会費に町民と議会との懇談会に係る旅費43万5,000円を追加し、総務費の支所等管理運営費に仮庁舎整備に係る建築確認申請手数料35万円と建築調査設計業務委託料1,500万円を追加し、これに伴い予備費を1,578万5,000円減額するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳出を行います。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

7番、伊澤史朗君。

○7番(伊澤史朗君) さきの9月定例議会で補正予算で出てきました2款総務費、目の10支所等管理運営費、節の13委託料、仮庁舎建築調査設計業務委託料の1,500万円ですが、さきの本会議では町長は、仮庁舎をつくるに当たって、当該の自治体と建築場所の公表ができないということで修正をして削除したわけです。今回これが出てきたということは、その自治体と住所を公表できるというふうに思っておりますので、そのことをこの場で発表していただきたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 伊澤議員のご質問にお答えいたします。

さきの9月定例会においては、まだ明確に先方と話し合いがついておりませんでした。このたび提案したことにつきましては、いわき市さんとお話をさせていただきました。支所についての設置については双葉郡内の各町村とも理解を示している、したがって双葉町についても設置については理解をしたということで承りました。

したがって、設置場所につきましては、いわき市東田町2の19の4、旧福島地方法務局勿来出張所跡地でございます。

○議長(佐々木清一君) 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） 先ほどの全協の場でも説明を受けましたけれども、私も9月議会で、今年度中、間違いなく、諸般の事情があって予算が取り下げられましたけれども、間違いなく年度内に議会が行くのですねということに対して、町長は間違いはないということで、ここに工期も出ていますけれども、この工期で年度内に庁舎が行くということは間違いはないですか。そこをちょっと確認したいと思います。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時06分

---

再開 午前11時06分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、9月議会で清川議員にご答弁申し上げているように、年度内に完成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、関連づけてやっていきます。

今、説明ありました。全協でも説明いただきました。今ごろスタートして、本当に年度内に間に合うのかということの一つお聞きします。関係あるか関係ないかというお話になってしまいますが、今スタートして、仮庁舎建築調査設計業務委託料……工程表もないのにちょっと、自分でちゃんと年度内にとということをお約束、9月議会でもしていると思います。6月でもしていると思います。その中で、これが今スタートして3月31日、年度内に間に合うのか、再度お聞きしたいことと、説明書類の中に工期に関して255日、リース方式、建設方式270日とあります。今、11月。きょうから始まっても166日。11月から始まるとしても150日。日数的には全然足りないと思うのですが、町長、その点に関してどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

今、前段で聞かれましたが、間に合うか間に合わないか、これは間に合わせます。

それから、日数についても、まだ調査段階でございますので、正式な工期の設定の中で、間に合わせるように努力をいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、今まで言ってきたことを、努力では済まないと思う。普通に標準という数字から日程が出ている中でスタートしたのに、工期を縮めなさいよなんとかということは僕は通用しないと思うのです。行政が発注する仕事に対して、急がせて、後で何かあったとかというのは行政の責任にもなるので、普通に考えれば、この標準の日数で出さなくてはならないものだと思います。

普通であればですね、普通に考えれば。その中で、できもしないようなこととか、そういうちょっとまずいなと思うようなことはまずいのかなと。間に合えばいいですよ、間に合えばいいですけども、日数的にはこういう数字が出てきている中では、その工期というのを、やっぱり業者さんたちにも与えなくてはまずいのかなと私は思いますが、それを縮めて出せば、そういうお考えだとは思いますが、それはちょっとやっていいことなのか悪いことなのか、一般常識によっていいのかなというので、町長はどういうふうにお考えなのか、再度お聞きします。ちゃんとした日数とか、そういうものをきちっと出すべきだと思いますが、どう思いますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えします。

さきにもお答えしましたように、その工法でやっていきます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、そういうのはうまくないので……ちゃんとした、きちっと議会の方向性出しました。議会も責任を持って出しているつもりです。ちゃんと責任を持って、では逆に3月31日まで、ちゃんと町民の意向、ましてやこれにかかわってくるもの、3月31日までにできたとしたって、ほかのものも出てきますけれども、その責任をちゃんととれるということで間違いはないでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） いつも私はそのつもりでやっております。とにかく工期内に、年度内に完成をさせます。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この仮庁舎建設委託手数料とか、事務所をつくるのに、ぜひ福島県の業者を使っていただきたいと思いますが、町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） かねてから地場産業育成ということでやってきましたので、その方向でやるようにいたします。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第71号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第4号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第2回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時13分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      佐々木 清 一

署名議員                      羽 山 君 子

署名議員                      白 岩 寿 夫